

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

「事業者支援交付金」

Q&A（5月14日版）

- 本資料は、地方創生臨時交付金のうち事業者支援交付金の取扱の明確化のため、令和3年4月30日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の取扱いについて」の内容を補足するQ&Aです。

目次

Q1	事業者支援交付金の創設の趣旨は何か。.....	3
Q2	緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域以外の区域においても、事業者支援交付金の対象となるのか。.....	3
Q3	事業者支援交付金は、市町村には交付されないのか。.....	3
Q4	事業者支援交付金の交付対象事業は、どのような事業か。.....	3
Q5	「①感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援」の「事業者」の範囲としてはどのような者が含まれるか。.....	3
Q6	「①感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援」はどのような事業が対象となるか。.....	4
Q7	地域の消費喚起を通じた事業者支援を目的として住民に地域振興券を配布する事業やプレミアム付商品券を販売する事業は、事業者支援交付金の交付対象となるか。.....	4
Q8	感染拡大の影響で仕事が減少している事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費について、事業者支援交付金を充当することは可能か。.....	5
Q9	「②事業者又は地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する事業」はどのような事業が対象となるか。.....	5
Q10	飲食店の第三者認証については、どのような費用に交付金を活用することが可能か。.....	5
Q11	事業者支援交付金において事務費も対象となるか。.....	6
Q12	事業者支援交付金（及び即時対応特定経費交付金）を協力要請推進枠交付金の地方負担分に充当することは可能か。.....	6
Q13	事業者支援交付金による協力要請推進枠交付金への地方公共団	

- 体独自の上乗せ・横出しは可能か。 7
- Q14 事業者支援交付金はいつからいつまでに実施される事業が対象か。 7
- Q15 地方公共団体の令和2年度予算に計上し令和3年度に繰り越した事業は対象となるか。 7
- Q16 令和3年度の実施計画第1回提出で地方単独事業（通常分）を活用することとしていた事業のうち、事業者支援交付金を活用できる事業について、第2回以降の提出の際に修正してもよいか。 7
- Q17 予算額5,000億円のうち留保されている2,000億円はいつ頃交付されるのか。 7

Q1 事業者支援交付金の創設の趣旨は何か。

事業者支援交付金は、緊急事態宣言の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が全国的に生じることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県が地域の実情に応じた支援の取組を着実に実施できるよう、臨時交付金の特別枠として創設されたものである。

Q2 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域以外の区域においても、事業者支援交付金の対象となるのか。

事業者支援交付金は、緊急事態宣言を受けた人流の減少が全国的に生じることを踏まえ、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に限定することなく、すべての都道府県を対象とする。

Q3 事業者支援交付金は、市町村には交付されないのか。

事業者への支援は、広域的な観点から取り組むことがより効果的であるため、事業者支援交付金は都道府県を対象に交付することとしている。

ただし、都道府県において、事業者支援交付金を活用して市町村に資金を交付し、都道府県と市町村が連携して事業者支援に取り組むことは可能。

Q4 事業者支援交付金の交付対象事業は、どのような事業か。

事業者支援交付金の交付対象事業は、

- ①感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援
- ②事業者又は地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する事業のいずれかに該当する地方単独事業としている。

Q5 「①感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援」の「事業者」の範囲としてはどのような者が含まれるか。

何らかの業を営む個人又は法人等が対象となり、法人については法人形態を問わず幅広く対象となりうる。また、公営企業も「事業者」に含まれる。

Q6 「①感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援」はどのような事業が対象となるか。

「①感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援」としては、事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該事業者に直接的に及び事業を交付対象とする。具体的には、当該事業者を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。）又は交付金を財源として当該事業者が本来負担すべき費用等を減免する事業が該当する。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、酒類等を提供する飲食店等に対する休業要請、催物・イベントの無観客開催の要請や不要不急の外出・都道府県間の移動の自粛の要請、鉄道・バス等の交通事業者に対する終電繰上げや減便等の協力依頼がされたところであり、これらを踏まえ、飲食店の休業要請の影響を受ける酒類の販売業者等や、人流の抑制の影響を受ける交通事業者・観光事業者・イベント事業者等に対する支援が重要となる。これらの事業者に対しては、国としても様々な支援措置を講じているところであるが、都道府県においても、臨時交付金を活用して、国の支援措置の上乗せ・横出しを含め、国の施策を補完する都道府県独自の支援に積極的に取り組むことを検討されたい。

Q7 地域の消費喚起を通じた事業者支援を目的として住民に地域振興券を配布する事業やプレミアム付商品券を販売する事業は、事業者支援交付金の交付対象となるか。

交付対象とならない。

事業者支援交付金の交付対象となる「①感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援」は、当該事業者を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。）又は交付金を財源として当該事業者が本来負担すべき費用等を減免する事業が該当するものとしており、住民への地域振興券の配布やプレミアム付商品券の販売に関する事業は、これに該当しない。

このような事業を実施する場合には、臨時交付金の通常分の活用を検討されたい。

Q8 感染拡大の影響で仕事が減少している事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費について、事業者支援交付金を充当することは可能か。

事業者支援交付金の交付対象となる「①感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援」は、当該事業者を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。）又は交付金を財源として当該事業者が本来負担すべき費用等を減免する事業が該当するものとしており、事業者への委託費や事業者からの物品購入費は、地方公共団体が当該事業者から何らかの財やサービスを受け取る際の「対価」として支払うものであり、これに該当しないことから、原則として認められない。

このような事業を実施する場合には、臨時交付金の通常分の活用を検討されたい。

なお、「②事業者又は地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する事業」の場合は、委託費や物品購入費も対象となりうる。

Q9 「②事業者又は地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する事業」はどのような事業が対象となるか。

感染症対策関連事業の中でも、基本的対処方針に明示的な根拠のある事業を交付対象とする。基本的対処方針に明示的な根拠のない感染症対策関連事業を実施する場合は、臨時交付金の通常分の活用を検討されたい。

基本的対処方針において具体的に記載がある医療提供体制の整備に関する事業や事業者による業種別ガイドラインの遵守徹底に資する事業等について、「②事業者又は地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する事業」として、事業者支援交付金を活用することが可能である。

なお、基本的対処方針において、都道府県等が講ずべき対策として「緊急事態措置区域」「重点措置区域である都道府県」「緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県」ごとに区別して記載されている取組があるが、これらの区域の指定は流動的であることも考慮し、基本的対処方針に記載されている取組は、区域を問わず交付対象となるものとする。

Q10 飲食店の第三者認証については、どのような費用に交付金を活用することが可能か。

基本的対処方針において、「政府は、関係団体や地方公共団体に対して、飲食

店に係る業種別ガイドラインの遵守徹底のための見回り調査、遵守状況に関する情報の表示や第三者認証による認証制度の普及を促す」、「都道府県は、飲食店の見回りを進めるとともに、第三者認証による認証制度へのインセンティブ措置の付与により、同制度の確実な運用を図る」といった記載があるところ。このため、飲食店の第三者認証制度に係る各種費用（例えば、認証制度の創設・運用に係る事務費・コンサルティング費用や見回り活動に要する費用、飲食店に対する換気設備・アクリル板の購入・設置補助や消毒液の購入補助等）については、「②事業者又は地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する事業」として幅広く事業者支援交付金の対象となることから、第三者認証制度の創設・普及に特に積極的に取り組むことを検討されたい。

Q11 事業者支援交付金において事務費も対象となるか。

事業者支援交付金の交付対象事業である「①感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援」又は「②事業者又は地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する事業」に付随する事務費に活用することは可能である。

Q12 事業者支援交付金（及び即時対応特定経費交付金）を協力要請推進枠交付金の地方負担分に充当することは可能か。

事業者支援交付金による協力要請推進枠交付金の地方負担分への充当可否は以下のとおりである。充当不可としている①及び③に係る地方負担については、即時対応特定経費交付金の算定対象としている（適用期間あり）。

種別	協力枠による追加配分	地方負担への充当	
		事業者支援交付金	即時対応特定経費交付金※
①飲食店協力金（原則分）	80%	不可	対象
②飲食店協力金（地方独自上乗せ措置分）	0%	可	対象外
③大規模施設等協力金（原則分）	80%	不可	対象
④大規模施設等協力金（地方独自上乗せ措置分）	60%	可	対象外
⑤酒類販売事業者に対する地方独自支援	80%	可	対象外

※ 協力要請推進枠の地方負担分（20%）の額が令和2年度3次補正予算の交付限度額のうち感染症対応分の額を上回る場合、その上回る額の95%を即時対応特定経費交付金として措置。

※ 即時対応特定経費交付金については、一定の期間について適用することとしているので、適用期間の情報については、最新の事務連絡等を確認すること。

Q13 事業者支援交付金による協力要請推進枠交付金への地方公共団体独自の上乗せ・横出しは可能か。

可能である。

Q14 事業者支援交付金はいつからいつまでに実施される事業が対象か。

原則として、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施される事業が対象となる。ただし、事業者支援交付金の創設趣旨を踏まえ、速やかな事業者への支援に取り組むようお願いする。

Q15 地方公共団体の令和2年度予算に計上し令和3年度に繰り越した事業は対象となるか。

対象とならない。地方公共団体の令和3年度予算に計上され実施される事業又は地方公共団体の令和3年度予算に計上された予備費により実施される事業が対象となる。

Q16 令和3年度の実施計画第1回提出で地方単独事業（通常分）を活用することとしていた事業のうち、事業者支援交付金を活用できる事業について、第2回以降の提出の際に修正してもよいか。

修正して差し支えない。

Q17 予算額5,000億円のうち留保されている2,000億円はいつ頃交付されるのか。

この2,000億円については、緊急事態宣言終了後の状況等を踏まえ、経済活動の回復・強靱化に対応するために留保しているものであり、交付スケジュールについては、今後の感染状況等を踏まえて検討することになる。